

9月6日(土)

防災訓練を実施します

市では、久喜・菫蒲・栗橋・鷺宮地区の4会場で、防災訓練を実施します。

訓練会場までの参集過程を「避難誘導訓練」として位置付けていますので、会場までの交通手段は、できるだけ徒歩または自転車等でお越しください。

訓練は、災害時において、市民の皆さんの防災活動に役立つ種目を中心に実施します。

日時 9月6日(土) 8時～11時(予定)
場所

久喜地区：総合運動公園

菫蒲地区：菫蒲小学校

栗橋地区：栗橋南小学校

鷺宮地区：鷺宮運動広場

※久喜地区は雨天決行です。ただし、災害発生のおそれがある場合やゲラウンド状況により中止となる場合があります。

※菫蒲・栗橋・鷺宮地区は雨天中止です。



担架作成・搬送訓練



避難所運営訓練

訓練内容 倒壊建物救出訓練、担架作成・搬送訓練、避難所運営訓練、応急手当訓練ほか

○無料簡易耐震診断開催(久喜地区のみ)
市・建築士会による木造住宅の無料簡易耐震診断を実施します。診断を希望する方は、確認申請図書(ない場合は平面図)をお持ちください。

なお、診断結果は後日お渡しします。
問合せ 消防防災課危機管理係
(内線2646)

催しにおける

防火管理の徹底について

(埼玉東部消防組合火災予防条例の一部改正)

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を教訓として、埼玉東部消防組合火災予防条例の一部が改正されました。今回の改正では、主に次の3点が義務付けられます。

①催しにおける消火器設置の義務化

(平成26年8月1日施行)

対象火気器具等を「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(以下「祭礼等」という。)」に際して、使用する場合には消火器の準備が必要になりました。

※「多数の者の集合する催し」については、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように、相互に面識がある方が参加する催しなどは、対象外です。

②「露店等の開設届出書」提出の義務化

(平成26年8月1日施行)

祭礼等に際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、所轄消防署への届け出が必要になりました。

③「火災予防上必要な計画書」提出の義務化

(平成26年12月1日施行)

屋外での祭礼等のうち、大規模なものとして消防局長が定める要件(露店

等が100店舗以上出店し、かつ1日の人出予想が10万人以上)に該当する

もので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものと認めるものは「指定催し」として指定されます。

「指定催し」を主催する方には、防火担当者を選任し、当該防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、所轄消防署へ届け出ることが義務付けられます。

対象火気器具等に該当する器具の例

コンロ・ストーブ・発電機など

問合せ 埼玉東部消防組合消防局予防課 ☎21・1014 / 久喜消防署 ☎21・0190

